

我が国における幼児教育課程に関する考察：幼稚園 教育要領と保育所保育指針との比較を中心に

余公，敏子
九州大学大学院人間環境学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/18555>

出版情報：教育経営学研究紀要. 13, pp.29-36, 2010-09. The Laboratory of Educational
Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

我が国における幼児教育課程に関する考察 —幼稚園教育要領と保育所保育指針との比較を中心に—

余公 敏子
(九州大学／大学院生)

- I 研究の背景と目的
- II 幼稚園と保育所の制度上の比較と一元化への経過
- III 幼稚園教育要領における教育課程の構成要素
- IV 保育所保育指針における保育課程の構成要素
- V 結語

I 研究の背景と目的

我が国における就学前の幼児教育の流れは大きく2つ存在する。一つは学校教育法による教育機関としての『幼稚園』の流れであり、もう一つは児童福祉法による福祉施設としての『保育所』の流れである。それらの機関にはそれぞれ保育の拠り所となるものに、幼稚園には『幼稚園教育要領』、保育所には『保育所保育指針』がある。両者は、成立も成立経過も全く異なった系譜を辿り、今日に至っている。対象年齢は、幼稚園は満3歳から就学前までであり、保育所は0歳から就学前までである。両施設は満3歳以上は年齢が重複しており、教育の機会均等の立場から、異なった教育を施すことは適当ではないとされ、『保育所』での教育面を『幼稚園』での教育と同等のものに近づけるようにとの幼保一元化論⁽¹⁾が浮上してきている。具体的には平成元年の『幼稚園教育要領』の改訂の際、6領域から5領域になったこと⁽²⁾を契機に、翌平成2年改訂の『保育所保育指針』では、幼稚園と同様の5領域の記述がなされた。なお『幼稚園教育要領』は昭和39年に、改訂、告示され、幼稚園教育における教育課程の編成が義務付けられている。今回平成20年の改訂では、『幼稚園教育要領』の改訂と同時期に『保育所保育指針』も改訂され、これまで、通知だったものが、厚生労働大臣告示となった。それに伴い、保育所における保育課程が義務付けられた。

幼児期の教育課程について白川(2001)は、「幼児教育には、小学校以上の教育と違って、『教科』『教科書』『時間割』がない。幼児は自発的、総合的な活動をとおして学習し、幼児の指導は、環境

構成、遊び、園生活をとおして間接的になされる。この特質から、幼児の発達にとって望ましい経験活動の領域として組み立てざるをえない。幼児教育課程の編成には、幼児と社会についての深い理解と専門的知識が必要であり、この意味で、後ほどの発達段階の教育課程よりも難しいといえる。」⁽³⁾と述べ、幼児期の特質から教育課程編成のむずかしさを説いている。さらに、「平成元年の幼稚園教育要領の改訂の時期に保育所保育指針の3歳以上の教育に関しても同じ方向で改訂がなされ、幼児教育課程の研究はこれを契機に始まったばかりである。」⁽⁴⁾とし、幼児教育課程という文言を使用している。このことから、幼児教育課程は、幼稚園における教育課程と保育所における保育課程の総称ともとれる。しかし、幼児教育課程の定義については言及していない。

岸井(1990)は、『幼児教育課程総論』において、幼児教育課程について、「書名『幼児教育課程総論』から、あえて幼稚園における教育課程を中心に述べたが、理念においても方法においても、保育所における保育計画としてのカリキュラムと全く共通する」⁽⁵⁾とし、幼児教育課程は幼稚園でも保育所でも同様であることを述べている。

また、金戸・福田(2006)は、『保育所保育指針』を手がかりに、保育内容「環境」と「言葉」に関する分析を『幼稚園教育要領』との比較において行っている。しかし、教育課程の要件としての構造は明らかにされていない⁽⁶⁾。

そこで本稿では、教育課程を編成するための拠り所となる『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』のそれぞれの検討により、教育課程の構成要素を明らかにする。さらにどこまで幼保一元化が可能

なのかについても検討する。

先ず幼稚園と保育所の制度上の比較をし、両者の差異と幼保一元化への経過について考察する。

II 幼稚園と保育所の制度上の比較と一元化への経過

戦後、学校教育法と児童福祉法が制定されて以来、幼稚園と保育所は目的や機能が異なったまま二元化の発達を遂げてきた、しかし、戦前から、幼保一元化論は唱えられ、両者の教育・保育機能を統合すべきであるという議論が展開されていた。

では幼稚園と保育所はどのような違いがあるのだろうか。(表1参照。)表1の○関係省、○関係法規、○保育対象年齢、○保育時間、○設置目的、○内容、○教育課程、○職員の資格等から、幼稚園と保育所は同じ就学前施設であるが様々な差異があることがわかる。共通部分は、保育対象年齢の満3歳～就学前の年齢である。

幼保一元化論の立場から、幼稚園と保育所との関係に関して、昭和38年、幼稚園を所管する文部省と保育所を所管する厚生省の協議により、文部省初等中等局長・厚生省児童局長通知が出されている。「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい。このことは保育所に収容する幼児のうち、幼稚園該当年齢のみを対象とすること。」とある。

昭和46年に出された『中央教育審議会答申』では、経過的には保育に欠ける幼児は保育所において幼稚園に準じる教育が受けられるようにすることを当面の目標としつつ、保育に欠ける幼児にもその教育は幼稚園として平等に行うのが原則であると提言された。

昭和50年11月には、行政管理庁から文部省及び厚生省に対し、幼稚園と保育所が地域的に偏在し混同的に運営されている等の問題点を指摘し、これらの問題点等を検討するため、文部・厚生両省で協議の場が設けられるよう勧告が行われた。

このため、昭和52年に文部・厚生両省は「幼稚園と保育所に関する懇談会」を設置した。同懇談会は、幼稚園の教育時間終了後、引き続き必要に応じ希望する幼児を預かる等の検討がなされた。

昭和62年4月には臨時教育審議会から「教育改革に関する第3次答申」が出され、幼稚園と保育所は就園希望、保育ニーズに適切に対応できるようそれぞれの制度の中で整備を進めること、3歳から6歳児について幼児教育の観点から共通のものにすることが望ましい旨の提言がなされた。

臨時教育審議会答申以降、幼稚園と保育所の在り方について、少子化・共働き家庭の増加などに伴う保育ニーズの多様化等を背景にして、平成8年地方分権推進委員会勧告で、幼稚園・保育所の施設の共有化など弾力的な運用を求める提言が行われた。

このような状況を受け、文部省と厚生省は平成9年、検討会を設け、幼稚園と保育所の連携の在り方を検討し、平成10年「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」を策定し、文部省初等中等局長・厚生省児童家庭局長の通知で、地域の実情により、幼稚園と保育所の合築施設を設け、共同で教育・保育ができるようにした。

このように、平成10年以来、『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』の整合性が図られるようになった⁽⁷⁾。

以上、幼稚園と保育所の制度上の比較や今日までの経過から、両者の制度を可能な限り統合していこうとする傾向や取り組みがなされていることがわかる。

幼稚園には、教育時間終了後、引き続き幼児を預かる方向で進むように、保育所には、3歳以上就学前の幼児に対して、幼稚園と同レベルの教育が受けられるように促している。さらには、両施設の共有化を図るなど弾力的な運用が検討され、平成18年には「認定こども園」ができた。これは就学前教育の第3の施設であり、幼保一元化の形として実現されたものである。しかし、この制度は膨大な数の待機児童解消のためにできたものであり、教育内容の充実について課題が残る。

III 幼稚園教育要領における教育課程の構成要素

平成20年12月『幼稚園教育要領』⁽⁸⁾が改訂され、平成21年4月から全面実施されている。

表1 幼稚園と保育所の制度上の比較

	幼稚園	保育所
関係省	文部科学省	厚生労働省
関係法規	学校教育法・学校教育法施行規則 幼稚園教育要領等	児童福祉法・児童福祉施設最低基準 保育所保育指針等
保育対象年齢	学校教育法施行規則第26条 満3歳～小学校就学の始期に達するま での希望する子ども	児童福祉法第4条 満0歳～小学校就学の始期にするまでの 保育に欠けると認定された子ども
保育時間	幼稚園教育要領 1日4時間を標準	児童福祉施設最低基準第34条 1日につき8時間を原則
目的	学校教育法第22条 「幼稚園は義務教育及びその後の教育の 基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼 児の健やかな成長のために適当な環境を 与えて、その心身の発達を助長することを 目的とする」	児童福祉法第39条 「保育所は、日々保護者の委託を受けて、 保育に欠けるその乳児又は幼児を保育す ることを目的とする。」 (特に必要がある時は満18歳に達するま で)
内容	学校教育法第25条 「幼稚園の教育課程その他の保育内容に 関する事項は、第22条及び第23条の規程 に従い、文部科学大臣が定める。」	児童福祉施設最低基準第35条 「保育所における保育は、養護及び教育を 一体的に行うことをその特性とし、その内 容については厚生労働大臣がこれを定め る」
教育課程 (幼稚園) 保育課程 (保育所)	学校教育法施行規則第38条 「幼稚園の教育課程その他の保育内容に ついては、この章に定めるもののほか、 教育課程その他の保育内容の基準とし て文部科学大臣が別に公示する幼稚園 教育要領によるものとする。」	保育所保育指針第4章 「保育所は、第1章(総則)に示された目標 を達成するために、保育の基本となる『保 育課程』を編成するとともに、これを具体 化した『指導計画』を作成しなければならない。」
職員の資格	幼稚園教諭	保育士

※平成19年以降の関係法規を基に筆者が整理した。

今回の改訂は、平成17年2月に、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るために、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などとあわせて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請され、審議が開始し、結果を踏まえて平成19年「教育基本法改正」、「学校教育法改正」が行われ、それを受けてなされたものである。幼稚園をはじめとして、我が国の学校教育は新たな展開を始めた。このような60年来の大改革の中で、『幼稚園教育要領』の改訂がなされることとなった。現在までの『幼稚園教育要領』の流れをもとに、教育課程の構成要素を整理する⁽⁹⁾。

昭和22年、『(試案)保育要領－幼児教育の手引き』が刊行され、幼児教育の手引き書とされた。保育の内容として保育12項目・生活指導4点が示された。

昭和31年、『保育要領』を全面的に改訂した『幼稚園教育要領』が制定され、保育内容には6領域が示された。

そして、昭和39年『幼稚園教育要領』改訂時、文部科学大臣告示となった。次に、平成元年・平成10年、今回の平成20年の改訂の経過をみるこ

とができる。大きな転換期は平成元年に、それまでの6領域が5領域になったことといえる。

そして、平成20年の今回の改訂となり、平成21年度から全面実施になった。前述したように、昭和22年以来の「学校教育法」その他の教育関係諸法の改正を受けた改訂である。

今回改訂の基本方針は、次のようなものである⁽¹⁰⁾。

○幼稚園教育については、近年の子どもたちの育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促す。

○子育て支援と教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動については、その活動の内容や意義を明確化する。また、教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動については、幼稚園における教育活動として適切な活動となるようにする。

保育内容(領域)の5領域は、従前の規定と同一である。ただし、「生きる力」の基礎を培う保育の根本理念や内容は変わらないとしながらも、幼小の連携や幼保一元化、食育の充実等、今日的な

社会の動向を踏まえた記述になっている。

幼児期における教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とするという、幼

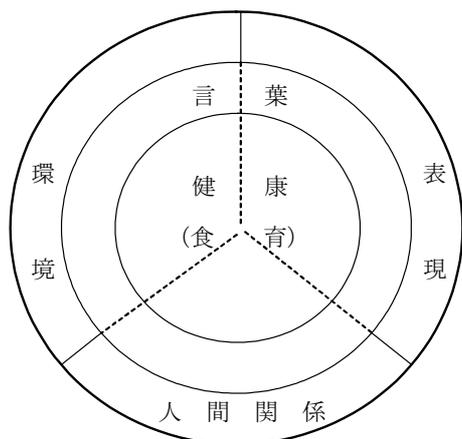


図1 幼稚園における5領域の関係

稚園教育の基本は変わっていない。今回の改訂では、教育時間終了後等に行う教育活動について、

(所謂「預かり保育」)が全面的に打ち出された。

また、平成17年に制定された『食育基本法』を背景に、「健康」領域において、食育の項目が付された。

以上、このような流れをもった『幼稚園教育要領』であるが、これを拠り所としての教育課程は何に基づいて編成されるべきかを整理する。

『幼稚園教育要領』第1章総則の冒頭部分によると、次の事項を重視しなければならないことが掲げられている。

○安定した情緒のもと、自己を十分に発揮することで、発達に必要な体験を得ていくものである。

○幼児の自発的な活動としての遊びは心身の調和のとれた発達を促すものであり、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

○幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどるので、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。と、述べられている。

また、第1章第2節の教育課程の編成については次のように示されている。

○入園から修了に至るまでの長期的な視野にたって充実した生活が展開できるように配慮しなければならない。教育課程に係る教育時間と幼児の生活経験や発達の過程等を考慮し、具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。(教育時間、ねらい、内容)

○教育週数は39週を下ってはならないこと。

○一日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること、といった期の区分や週数、教育時間が示されている。

以上のことから幼稚園における教育課程の構成要素は、①「幼稚園教育目標」をたてること、②幼児の発達の過程から「期の区分」に基づくこと、③幼児の実態に基づいた「発達の姿」を明確に述べること、④5領域の「ねらい」と「内容」を適切に設けること、さらには、⑤教師の役割を明確にするため、「環境の構成」や「援助の要点」等を明確にすることと考える。

筆者はまた、後述する保育所との関係を明らかにするため、第2章に示してある5領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」についての関係を上図のようにモデル化した。

幼児の生活の基本は「健康」である。このことは食育基本法による食育が注目されていることにも関連する。次に重要なのが「言葉」である。今回改訂の小学校以上の学習指導要領でも活発な言語活動が重視してある。その基本は幼児教育にある。そして、「人間関係」「環境」「表現」として構成した。

以上、教育課程の構成要素と領域の関係について考察した。

次に保育所保育指針と幼稚園教育要領との比較における保育課程の構成要素について検討する。

IV 保育所保育指針における保育課程の構成要素

昭和40年に保育所のガイドラインとして初めて『保育所保育指針』⁽⁴⁾が制定された。

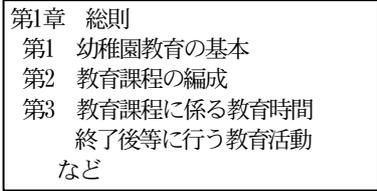
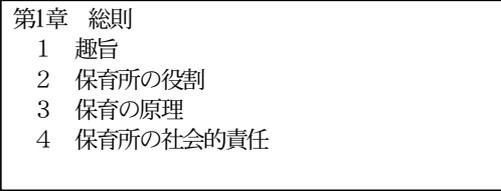
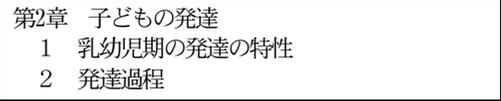
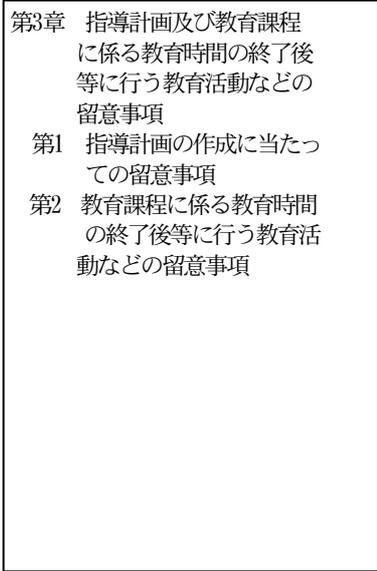
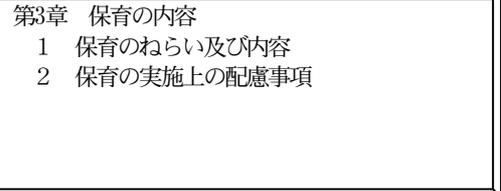
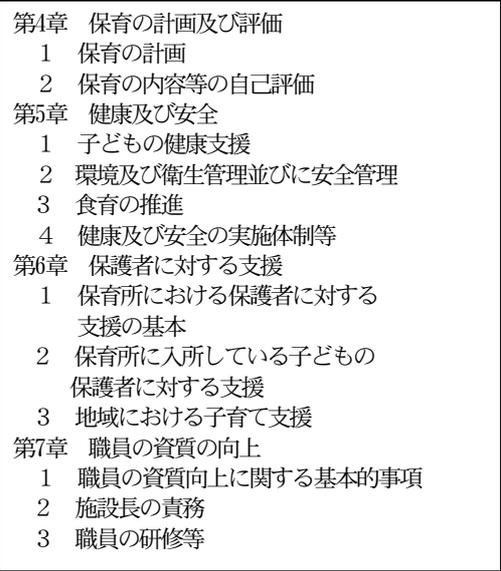
『幼稚園教育要領』が昭和31年に制定され、昭和39年に最初の改訂がなされたのに対し、『保育所保育指針』はそれから一年後、初めて制定されたのである。その後、『幼稚園教育要領』が平成元年・平成10年に改訂されたのに対し、それぞれ一年後れの平成2年、平成11年に改訂された。そして今回、平成20年に改訂された。『保育所保育指針』今回改訂の大きな特徴は、『幼稚園教育要領』と同年に改訂され、実施期日も『幼稚園教育要領』と同一であること、『幼稚園教育要領』と同様、厚

生労働大臣『告示』となり、法的拘束力をもつものとなったことの2点である。(右表 経緯参照。)前述したように幼稚園と保育所は管轄も設置目的も違う。しかしながら、今回の改訂が『幼稚園教育要領』と同時期であることと、告示になり、法的拘束力をもつようになったことは、幼保一元化の流れに即した経過を辿っているといえる。

今回改訂の『保育所保育指針』の内容から、目標、発達の過程、領域に関する取り扱い等、保育課程の構成要素を検討する。(右表 目次参照。)

表2 『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』

表中  は相関関係あり  は相関関係なし

	『幼稚園教育要領』	『保育所保育指針』
経緯	昭和23年 (保育要領) 昭和31年 制定 昭和39年 改訂告示 平成元年 改訂告示 平成10年 改訂告示 平成20年 改訂告示 平成21年 実施	昭和40年 制定 平成2年 改訂通知 平成11年 改訂通知 平成20年 改訂告示 平成21年 実施
目次	 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 教育課程の編成 第3 教育課程に係る教育時間 終了後等を行う教育活動 など	 第1章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割 3 保育の原理 4 保育所の社会的責任
	 第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現	 第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程
	 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項	 第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 2 保育の実施上の配慮事項
		 第4章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 2 保育の内容等の自己評価 第5章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 3 食育の推進 4 健康及び安全の実施体制等 第6章 保護者に対する支援 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援 第7章 職員の資質の向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等

第1章総則は保育指針の趣旨、保育所の役割・保育の原理、保育所の社会的責任が記載されている。『幼稚園教育要領』の総則とは差異がある。保育の目標に先ず、「十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満し、生命の保持及び情緒の安定を図るこ

と。」としている。保育所の保育時間は一日8時間を原則とする児童福祉施設である。乳幼児にとって安心な生活が先ず第1の目標となるのは当然である。続いて、基本的な生活習慣、道徳性の芽生え、豊かな心情・思考力、言葉への興味関心、豊かな感性や表現力を育むことなどが目標としてあがっ

ている。

第2章の子どもの発達のところでは、0歳から6歳までを8つの区分としてとらえ、それぞれの区分での発達の特徴が記載されている。8つの区分は①おおむね6ヶ月未満②おおむね6ヶ月から1歳3ヶ月未満③おおむね1歳3ヶ月から2歳未満④おおむね2歳⑤おおむね3歳⑥おおむね4歳⑦おおむね5歳⑧おおむね6歳となっている。ここで注目できることは、幼稚園では年少3歳児・年中4歳児・年長5歳児という表現をし、6歳児という表現はない。保育所に6歳児があるということは、幼稚園での年齢で年少3歳児とは保育所ではおおむね3歳とおおむね4歳に該当し、幼稚園での年齢で年中4歳児とは保育所ではおおむね4歳とおおむね5歳に該当する。そして、幼稚園での年齢で年長5歳児とは保育所ではおおむね5歳とおおむね6歳が該当する事がわかる。

第3章の保育の内容では、先ず第1に「養護にかかわるねらい及び内容」が記され、次に「教育にかかわるねらい及び内容」が記されている。『幼稚園教育要領』の第2章に該当する部分であるが、『幼稚園教育要領』の5領域に相当する部分の前に先ず、○生命の保持○情緒の安定のねらい及び内容が記されている。『幼稚園教育要領』にはないものである。5領域のねらい及び内容のそれぞれの整合性は図られているものの、配慮事項については『幼稚園教育要領』では、領域毎に記されているのに対し、『保育所保育指針』は「保育の実施上の配慮事項」として、○保育に関わる全般的な配慮事項○乳児保育に関わる配慮事項○3歳未満児に関わる配慮事項○3歳以上児に関わる配慮事項として最後に記されている。

『幼稚園教育要領』について、年齢に関する記述は一切見当たらないのだが、保育所の場合、年齢層も広いためか、細かい区分がしてある。

第4章の保育の計画及び評価のところでは、幼稚園教育の教育課程にあたることを、保育課程と称している。「保育課程は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、保育の内容に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成されなければならない。」とし、幼稚園における教育課程の編成と同様である。

第5章の健康及び安全については、『幼稚園教育要領』には簡単に述べられている部分である。

保育所は家庭教育の補完であるので、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握、即ち健康支援がより必要になってくる。そこが幼稚園との大きな差である。

また、保育所では給食が義務づけられ、食育の項目もある。

第6章の保護者に対する支援の項目についても、『幼稚園教育要領』とは比較にならないほど詳述されている。最近、社会問題となっている虐待等の問題発見にもつながるので、必要な事項であると考えられる。

『保育所保育指針』では最後の第7章に職員の資質向上の項目がある。幼稚園においてもこれは必要なことであるが、『保育所保育指針』に項目が掲げられていることは、これから益々質の向上が要求されることが窺える。

以上、『保育所保育指針』を項目毎に検討していくと、『幼稚園教育要領』にないものが、『保育所保育指針』に多いことがわかる。

入所から卒園までの長期的見通しをもった一人一人に応じた保育課程の構成要素は、幼稚園における「教育目標」「期の区分」「発達の姿」5領域の「ねらい」と「内容」、教師の「環境構成」「援助の要点」に加え、保育の中核に「生命の保持・情緒の安定」が必要であることが明らかになった。

V 結語

幼児教育の根幹は教育課程編成機能である。

以上、『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』の検討を踏まえ、『幼児教育課程』について定義付けと構成要素について考察してきた。『幼児教育課程』とは、「幼稚園と保育所での満3歳から就学前までの子どもの修了までの園生活を大綱化したものである。」としたい。ここで示す「幼児」とは、幼稚園で過ごす満3歳以上就学前の幼児と保育所で過ごす満3歳以上就学前の幼児をいう。

教育課程の構成要素は、「共有化できる幼児教育の目標」を設定すること、幼児の実態から「期の区分」をすること、発達の過程から「幼児の姿」

をとらえること、5領域の「ねらい」と「内容」を明らかにすることである。

また、保育所における保育時間は8時間、幼稚園に

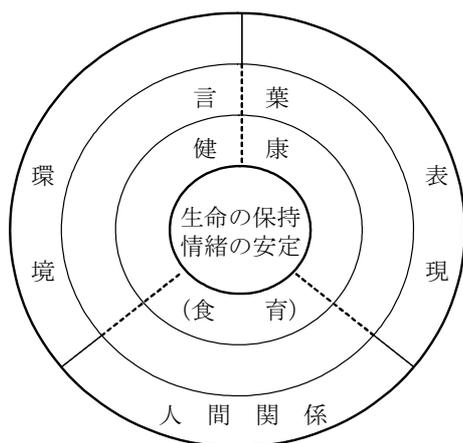


図2 保育所における領域の関係

における教育時間は4時間であり、約半分の時間である。紙面上で考えると、保育所における教育時間の部分は約半分である。残る4時間は保育所において、子どもは家庭生活を補完する時間であり、養護・情緒の安定・安全・生命の保持が最優先事項となる。このことを図示すると次のようになる。

保育所の教育課程（保育課程）の根幹は、下図に示すように、5領域の中核に「生命の保持」「情緒の安定」が示されることがわかった。この構造をそのまま幼稚園教育要領の構造にあてはめるのは容易ではない。『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』の整合性を図ることで両者が垣根を低くしていることは理解できる。しかしながら両者は設置目的が違うため同一化することは困難である。このことが幼保一元化の内容の統一化を困難にしている要因であるといえる。

【註】

- (1) 戦前からの幼保一元化論について、例えば、城戸幡太郎は『幼児の教育』で、「保育所での保育は幼稚園の保育とちがうものであってはならぬ。」と述べている。(城戸幡太郎『幼児の教育』福村書店、1939年、p. 20。)
- (2) 小学校では「教科」であらわすところを幼稚園では「領域」としてとらえている。6領域とは「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画制作」であり、平成元年改訂での5領域は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」であり、今日に至っている。
- (3) 白川蓉子「幼児教育の教育課程と研究動向」日

本カリキュラム学会編『現代カリキュラム事典』ぎょうせい、2001年、pp. 398-400。

- (4) 白川蓉子、前掲書、p. 400。
- (5) 岸井勇雄『幼児教育課程総論』同文書院、平成2年、p. 2。
- (6) 金戸清高・福田靖『保育内容「環境」および「言葉」に関する研究（その1）－「保育所保育指針」を手がかりとして－』九州ルーテル学院大学紀要V I S I O No.33、2006年、pp. 27-40。
- (7) 教育法令研究会編『教育法令コンメンタール』第二巻、第一法規、pp. 2261-2362。参照。
- (8) 『幼稚園教育要領』フレーベル館、平成20年。
- (9) 詳細については、余公敏子『我が国における幼稚園教育要領等の変遷と教育課程に関する考察』九州教育経営学会研究紀要第16号、2010年6月、pp. 113-121、参照。
- (10) 文部科学省『幼稚園教育要領開設』フレーベル館、平成20年。
- (11) 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』フレーベル館、平成20年。